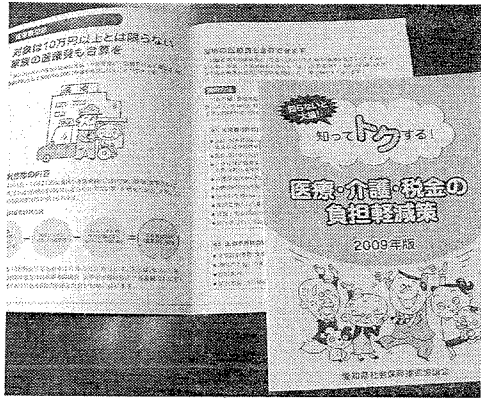


# 人生これから

愛知県社会保障推進協  
議会の作った負担軽減  
策の冊子の改訂版



## 税金、医療費の軽減策 控除対象 冊子で確認を

### 生活 防衛

高齢者は医療保険料の負担増、現役世代は不景気で収入減少と、この一年で家計が苦しくなった人は多いだろう。そんなとき、活用してほしいのが税金や医療費の軽減制度。その参考になるのが、愛知県社会保障推進協議会の作成した冊子「知ってトクする！ 医療・介護・税金の負担軽減策」の二〇〇九年度版だ。紙面でその一部を紹介する。  
(佐橋大)

愛知県社会保障推進協議会は二年前に初版を作った。〇九年度版には、後期高齢者医療制度の記載などを追加している。初版を出した直後、事務局に、年金暮らしの男性から電話がかかってきた。「医療費控除を申請したいのですが、どこに行けば申請書がもらえますか」  
男性は「医療費（実際の医療費から保険金などで補てんされる金額を引いた額）が十万円を超えなければ、所得税の医療費控除ができない」と思い込んでいた。しかし、冊子を見て、医療費が年間所得の5%を上回った場合も控除の申請ができ

## 「10万円以下」で還付の例も

医療費が10万円以下でも控除が受けられる  
公的年金受給者の所得早見表

	年間の年金額	所得の金額
65歳未満	70万円以下	0円
	70万円超130万円未満	年金額-70万円
	130万円以上410万円未満	年金額×75%-37万5千円
65歳以上	120万円以下	0円
	120万円超330万円未満	年金額-120万円

※他に所得がない場合

ることを知ったという。年収が年金のみ二百四十万円の七十歳の男性Aさんが、年間八万円の医療費を払ったというケースで説明する。(表)の計算式からAさんの所得は百二十万円。この5%すなわち六万円以上の医療費を支払ってれば、控除の対象になり、Aさんは二万円を課税所得から控除できる。税務署では年明けから随時、昨年度の税の還付申告を受け付けている。  
年齢や収入の種類によって所得の計算式が違い、一概に言えないが、年収が三百二十万円より少ない人は、「十万円以上」でなく「所得の5%」が適用される可能性が高い。税の負担を減らすには、医療費控除に限らず、控除できるものも少なくなく控除すること。冊子が指摘するもう一つの盲点は「障害者控除」だ。

身体障害者手帳がなくとも、常時寝たきりの人は、税法上の障害者。このため、無条件で控除を受けられる。

また、六十五歳以上で要介護認定を受けている人は、障害者控除の対象となる「身体障害者又は知的障害者に準ずる人」にあたる可能性がある。愛知県知立市、扶桑町など、対象者全員に「認定書」を送っている自治体もあるが、多くの自治体では認定のための申請が必要。市町村役場に「障害者控除認定申請書」を提出し「障害者に準ずる人」に認められれば控除を受けられる。通常は十二月三十一日時点の状況で判断されるが、自治体によっては、年明けに申請しても〇八年分の控除ができる場合もある。

障害認定制度を活用すれば、医療費が無料になったり、軽減されたりする場合も。この際、気を付けたいのが、加齢による障害も障害認定の対象になることだ。例えば「百歩以上の歩行不能」「片足による起立保持がまったく不能」な人は、手帳交付の対象だ。

冊子はA5判、十五六。希望者は、送付先の住所、名前を記した封筒と百二十円分の切手を同封し〒4668655名古屋市昭和区妙見町19の2、愛知県保険医協会に申し込む。二冊以上希望の人は、一冊につき、五十円分の切手を追加する。

## 障害認定制度も活用